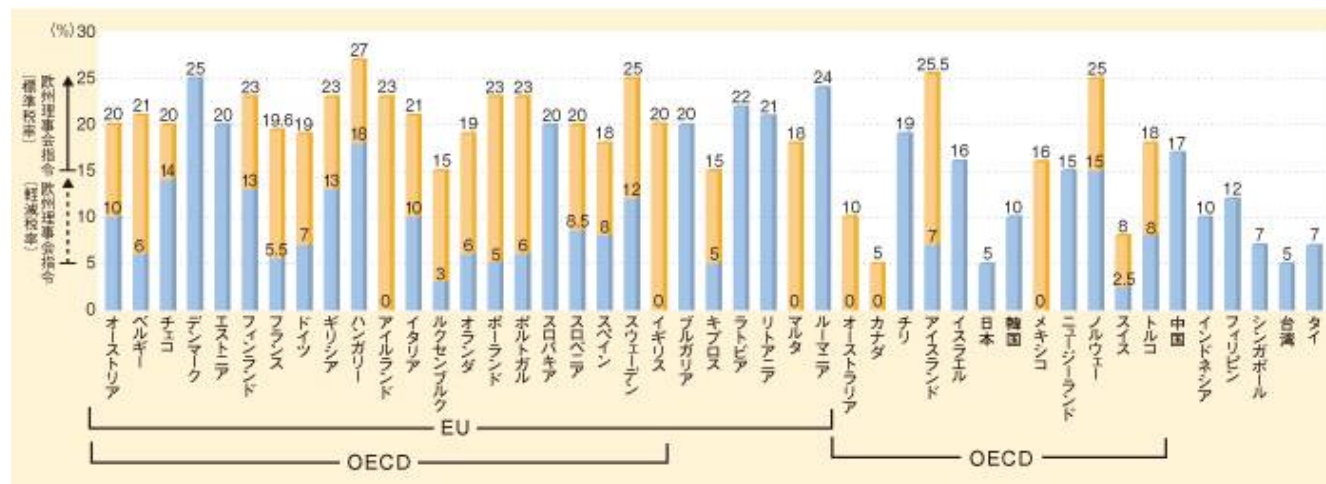


我が国の消費税率は、主要国の中では最低の水準にあります。諸外国では、消費税(付加価値税)は基幹税として主要な位置を占めており、EU加盟国では、標準税率を15%以上とすることが義務づけられています。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較



(出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等。

(注) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)です。

2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課されます(例:オンタリオ州8%)。

3. アメリカは、州、郡、市により小売上税が課されています(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)。

4. 上記中、■が食料品に係る適用税率です。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合があります。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合があります。

5. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られています。